

新たに7事業を開始

- 岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の7つの取組を事業化した。
 1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
 2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
 3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
 4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備
 5. 罹災証明の発行を速やかに行うための「被災者生活再建システム」の導入
 6. 在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度の創設
 7. 「災害廃棄物処理計画」の策定

新たに事業化した事例の背景・経緯

- 策定当初の構想には上記3,4の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。
- 新たに発生した災害等の教訓を踏まえて、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を実施したことで、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的な実施につながったことから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- 事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を2台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を1台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち3施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち9施設にポータブル発電機を配備、町会等には86台のポータブル発電機を貸与した。
- 建設を進めてきた文化交流施設の供用開始（令和3年1月）により、拠点となる避難所すべての電源対策を完了した。
- 災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民が早期に生活再建を進めることができるように、罹災証明の発行を速やかに行うための被災者生活再建システムを導入した。

(在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度)



非常用電源装置の購入費用を助成 6月1日(月)から

市は、電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置の購入費用を助成します。
災害に備えて、ラジオや懐中電灯、非常食、水などの必需品を準備しておくことと同じように、非常用電源装置があると、電気式の医療機器を使用している障がいのある方の安心につながります。

助成対象者

- 市内で在宅生活をしており、人工呼吸器、酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用している、次のいずれかに該当する方
- 呼吸器機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている
 - 北海道が実施する^{*}在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業、の認定を受けている
 - 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者などで、必要と認められる

注意事項

- 申請は助成対象者1人につき1回限りです
- 交付決定前に購入したものは助成の対象外です
- 多くの精密医療機器は、発電機やポータブル電源などを使用した場合の動作保証がされていないため、必ず外付けの専用バッテリーなどに充電してから使用してください
- 購入した発電機などを使用したことによる各医療機器の故障・不具合などに、市は一切の責任を負いません

種類	正弦波 ^{せいげいはま} インバーター発電機	ポータブル電源(蓄電池など)	カーインバーター
	※助成限度額内であれば、複数の種類を組み合わせて申請できます。		
機能	ガソリンやガスボンベなどで作動するインバーター発電機	蓄電池機能を有する正弦波 ^{せいげいはま} 交流の電源装置や医療機器に使用可能な予備バッテリー	自動車からの電気を変換・供給する装置
助成割合	9割(市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は10割助成) ※助成限度額の範囲内。		
助成限度額	市民税課税世帯 108,000円 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯 120,000円		
購入先	市に届け出のあった市内事業者。詳しくは市ホームページをご覧ください		
申込方法	福祉課障がい者福祉グループで配布または市ホームページからダウンロードした申請書を提出		

